

令和6年1月31日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社麦島建設
及び住所 : 愛知県名古屋市長和区鶴舞2-19-10
- 指名停止措置期間 : 令和6年1月31日から令和6年3月30日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)麦島建設の長野営業所長は、長野県木曽郡南木曽町の教育委員会が発注した公共施設建設工事の入札に関し、同町職員より秘密の情報を得て落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売等妨害の罪で木曽福島簡易裁判所に略式起訴され、令和5年11月21日、罰金刑の略式命令を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)麦島建設の営業所長が公契約関係競売等妨害容疑で公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号イ」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138